

令和3年厚木市農業委員会11月定例総会議事録

日 時 令和3年11月25日 木曜日 午後1時30分から午後2時30分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫 (議長)

農業委員

1番 大 矢 和 人 2番 松 野 勝

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治

9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進

11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 暁 (会長職務代理者)

欠席者 3番 内 海 則 行 4番 新 藤 悦 子

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 都市農業支援担当主幹
農地管理係主事 農地管理係主事補

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告 15 件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告 10 件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告 1 件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告 1 件)
- 5 生産緑地に係る主たる従事者証明について (報告 2 件)
- 6 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告 4 件)
- 7 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について (2 件)
- 8 議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について (4 件)
- 9 議案第50号 農用地利用集積計画の決定について (15件)

<議長>

ただいまの出席委員は11人で定足数に達しております。

これより、令和3年厚木市農業委員会11月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の難波博文委員、8番の井上謙治委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、10月12日から11月10日までに受け付けしたものでございます。

それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、10件、13筆、面積は5,785.37平方メートルでございます。

法第5条につきましては、5件、8筆、面積は1,853平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、15件、21筆、面積は7,638.37平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、10月12日から11月10日までに受け付け

しましたものでございます。

それぞれ届出内容を審査しましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付しましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は7人、農地の所有権を取得された相続人は10人、筆数は延べ42筆、面積は延べ24,200.68平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。

土地の所在地は、飯山字上根岸1筆、地目は畑、面積は466平方メートルでございます。

貸人は飯山にお住まいのAさんで、借人は飯山にお住まいのBさん。

貸人の都合により、令和3年10月17日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件です。

証明願提出者は、上依知にお住まいのCさんです。

令和3年3月27日、父のDさんがお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、上依知字溝野6筆、登記地目は畑及び宅地、合計面積は1,158.30平方メートルの市街化区域内の農地で、生産緑地地区に指定されている農地です。

本証明願を受け、書類審査及び現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、11月11日付けで適格者証明を交付したものでございます。

以上でございます

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「生産緑地に係る主たる従事者証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は2件です。

本証明につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取りの申出を行う際に必要な証明となっております。

生産緑地の所有者は、都市計画法第20条第1項の告示の日から30年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡し、若しくは農業に従事することを不可能にさせる故障が生じた場合、市長に買取りの申出をすることができることとされております。

1番でございます。

証明願提出者は、山際にお住まいのEさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は山際字堀付1筆、地目は畑、面積は1,147平方メートルです。

この生産緑地を勝也さんの実父であるFさんが耕作しておりましたが、本年3月23日にお亡くなりになったことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、梅澤委員及び井上委員から意見聴取を行った結果、当該生産緑地においてFさんが農業に従事していたことが確認できましたので、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者であった旨の証明書を10月14日付けで交付したものでございます。

2番でございます。

証明願提出者は、下津古久にお住まいのGさん。

買取り申出を行おうとする生産緑地は下津古久字柳町4筆、地目は田及び畑、合計面積は993平方メートルです。

この生産緑地を本人が耕作しておりましたが、10月26日、慢性心不全、脳梗塞症等であること、

また、御高齢であることから農業に従事することは困難であるとの医師の診断が出たことから、市長に買取り申出を行うため、本証明が必要になったものです。

本証明願を受け、堀池会長から意見聴取を行った結果、当該生産緑地において本人が農業に従事していたことが確認できましたので、1番同様、農業の主たる従事者であった旨の証明書を11月10日付けで交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は4件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのHさん、対象地は、飯山字上籾谷1筆、登記地目は畑、面積は3.30平方メートルです。

当該土地は、昭和49年頃から隣接する住宅敷地の一部として利用され、現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で宅地化していることを確認しております。

これらの経過を踏まえ、山川委員に資料による確認を依頼したところ、10月28日、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの判断をいただいたため、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、10月29日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、横浜市緑区東本郷6丁目にお住まいのIさん、対象地は、上荻野字後谷1筆、登記地目は畑、面積は885平方メートルです。

当該土地は、平成19年10月に相続した時点で雑種地化しており、その後、平成21年7月、第3者と管理委託及び贈与に関する覚書が取り交わされ、以降、耕作されることなく現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で雑種地化していることを確認しております。

これらの経過を踏まえ、10月22日、難波委員立会いのもと現地調査を行った結果、1番同様、農地に該当しないという結論に至ったことから、11月5日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて3番です。

証明願提出者は、三田にお住まいのJさん、対象地は、三田字田居頭2筆、地目はどちらも田、合計面積は259㎡です。

当該土地は、昭和50年8月頃から東側に隣接する自宅敷地内の農業用倉庫敷地として利用され、現在に至っているものです。

平成21年撮影の航空写真で住宅敷地の一部となっていることを確認しております。

これらの経過を踏まえ、11月4日、松野委員及び小澤委員立ち合いのもと現地調査を行った結果、1番及び2番同様、農地に該当しないという結論に至ったことから、11月8日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に4番です。

証明願提出者は、愛名にお住まいのKさん、対象地は、愛名字萩原1筆、地目は畑、面積は6.61平方メートルです。

当該土地は、大正時代に建築された南東側豚舎脇の土地で、豚舎施設と一体的に利用されてきたもので、平成18年頃に当該豚舎は利用されなくなりましたが、以降も豚舎敷地の一部の転圧された、耕作できない土地となっております。

平成23年撮影の航空写真で豚舎敷地の一部となっていることを確認しております。

なお、豚舎敷地本体については、令和2年2月12日付けで非農地証明を交付しております。

これらの経過を踏まえ、早川職務代理者及び新藤委員に資料による確認を依頼したところ、11月8日、前の3案件同様、農地に該当しないとの判断をいただきましたので、11月16日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりました。現地を確認された委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

なお、本議案は1番と2番がありますが、このうち1番について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、御説明申し上げます。

対象となる農地は、戸田字富田4筆及び同字鶴田4筆、地目は田及び畑、合計面積は4,884平方メ

ートルです。

渡人は岡田四丁目にお住まいのLさんで、受人は岡田四丁目にお住まいのMさんです。

本申請は、経営移譲年金受給に関係する使用貸借権設定で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン機等。

労働力につきましては、本人及び甥の2人です。

農地法第3条の規定による1番の許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

<難波委員>

本申請における、経営移譲年金の受給と権利設定について教えてください。

<農地管理係主事補>

旧制度経営移譲年金の受給は、営農を再開しない場合でも、再設定を行わず、農地の返還を受けてしまうと、年金支給額が減額してしまうことになっています。

Lさんは、昭和61年9月に、受人であるMさんに経営移譲し、35年3か月の間、使用貸借権を設定しております。

今月末で解約になるため、支給額が減額にならないよう、使用貸借権の再設定を行う申請になっております。

<難波委員>

旧制度の経営移譲年金において、5年間のみ支給額が増額する仕組みがあったかと記憶しておりますが、こういった場合に適応されるのでしょうか。

<農地管理係主事補>

平成3年3月以前に経営移譲した場合、国民年金の受給前までは、増額されることになっています。

<議長>

他に質問はありませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第48「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番については、許可することに決しました。

続いて、日程 7、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 2 番について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 2 番について、御説明申し上げます。

対象となる農地は、三田字仲町 1 筆、地目は田、面積は 983 平方メートルです。

渡人は松田町松田惣領にお住まいの N さんで、受人は三田の株式会社 O、代表取締役 P さんです。本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

なお、本件は、既に利用権設定において農地を借り受け耕作している法人ですが、初めて所有権を取得するための申請となっています。

農地法第 3 条の規定による 2 番の許可申請の説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

日程 7 議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 2 番について、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、事務局の説明にもありましたように、2 番につきましては、法人による新規取得となります。

今回、農地を取得するため、農地法第 3 条の規定による許可申請が提出されました。

厚木市農業委員会では、農地法の許可申請の審議に当たり、必要であると判断された場合は、関係者に総会へ御出席いただき、許可申請の内容等について、説明をお願いしております。

それでは、受人である株式会社 O、代表取締役 P さんに入室していただきます。

受人を入室させてください。

[P さん入室]

<議長>

P さんお忙しいところ、大変御苦労様です。

P さんが代表を務めていらっしゃる株式会社 O が、今回、法人として初めて農地を取得したいということで、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請書が提出されました。

本日は、今回取得される農地の営農計画等についてお聞きするためにお越しいただきました。

それでは、P さん、簡潔に説明をお願いします。

<P さん>

今年から、三田と山際の土地を借りて耕作していますが、耕うんすることで精一杯でした。

来年は、借りている農地はもちろんですが、今回申請しました農地も含め、作付けします。
パクチーとスイカを計画しています。

<議長>

Pさん、ありがとうございました。

ただ今、Pさんから御説明をいただきましたが、委員のみなさんから御質問がありましたらお願いいたします。

<小澤委員>

6月に三田下前川2筆の農地を借り、ビニールハウスを建て、パクチーを栽培していますが、収穫量及び収益はどれくらいあったのか教えてください。

<Pさん>

長い間、畑として利活用されていなかったのか、根や草が繁茂してしまい、思うように作付けできませんでした。

売上でいいますと、7～8万程でした。

<小澤委員>

取得予定の農地には、キクイモが群生しているため、耕作できるようにするには、その処理が必要となります。

どのような処理方法を考えているか教えてください。

<Pさん>

来年の2月に、土を入れ替える計画があります。

その後、畑として利用する予定です。

<小澤委員>

山際にも農地を借りていますが、何を作付けしているのか教えてください。

<Pさん>

今年は、雑草の除草や木の抜根を行ったため作付けはできませんでした。

来年から、メロンとスイカの栽培を考えています。

<梅澤委員>

メロンやスイカの販路は決まっているのでしょうか。

<Pさん>

まだ日本では流通していない品種ということもあり、Qさん等に話をしたところ取り扱いたいと回答をいただいております。

また、海外にも出荷する予定です。

<梅澤委員>

パクチーについてですが、日本ではあまり流通していないと思いますが、どうお考えでしょうか。

<Pさん>

日本ではなく海外の方に向けた販売を考えています。

<議長>

パクチーは、どういったお店で販売するのでしょうか。

<Pさん>

主には、レストランと海外の作物を取り扱う販売店に卸します。

<難波委員>

ビニールハウスを設置して栽培されていますが、どのくらい資金が必要でしたか。

<Pさん>

およそ700万円かかりました。

私が海外から購入し、従業員と共に組み立てました。

<難波委員>

農業以外の事業について教えてください。

<Pさん>

株式会社Oは農業だけですが、別会社では、東南アジア向けに中古機械を販売しています。

<三橋委員>

日本で農業をやりたい理由をお聞かせください。

<Pさん>

私の父は、農業者で幼いころから近くで見っていました。

自分は、日本でも挑戦したいと思い、北海道で試みましたが、気候の関係で断念しました。

そこで、気候も安定している厚木市で、もう一度挑戦したく、今回申請しました。

<議長>

他に質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

質問は以上です。

退室後、採決しますが、許可になった場合は、小澤委員が近くにおられますので、力を借りながら

農業を頑張って下さい。

Pさんには、ここで退室していただきます。お疲れ様でした。

〔Pさん退室〕

<議長>

ただいま、事情聴取が終わりましたが、質問はありませんか。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔採決 全員挙手〕

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請」の2番については、許可することに決しました。

次に、日程8、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、中依知字道満1筆、地目は田、面積は175平方メートルです。

受人は大和市上和田にお住まいのRさん、渡人は小田原市栄町2丁目にお住まいのSさんの成年後見人Tさん外1人です。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、圏央厚木インターチェンジの出入口から300メートル以内の第3種農地です。

受人は現在利用している資材置場を返さなければいけなくなったため、圏央厚木インターチェンジから近く交通の便が良い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は道路、南側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、転圧・整地の上、砂利敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側、西側及び南側は単管パイプ及び高さ55センチメートルの鋼板を新設、北側は出入口以外に単管パイプ及びロープを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、下依知字中河原2筆、地目はともに田、合計面積は1,486平方メートルです。

受人は旭町1丁目の株式会社U、代表取締役Vさん、渡人は下依知にお住まいのWさん外1人です。

本申請は、所有権移転による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、依知南地区市民センターから500メートル以内の第2種農地です。

受人は農業及び不動産業を行っている法人で、近隣で一般貨物自動車運送業を営むX株式会社から、事業拡大のため、営業所や現在借りている駐車場から近い申請地を駐車場として借りたいが、地主が売却の意思を示していることから、間に入ってほしい旨の相談を受けたため、申請地を購入し、X株式会社に貸すため、今回申請されたものです。

申請地の東側は資材置場、西側及び南側は道路、北側は水路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地の上、砂利舗装し、トラック9台分の駐車場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側は既存コンクリート土留を利用、北側は重力コンクリート土留25センチメートルタイプを新設、西側及び南側の出入口以外は、道路より低くなるため、被害防除措置は行いません。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上ですので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、戸田字下沖1筆、地目は畑、面積は409平方メートルの内195.74平方メートルです。

借人は藤沢市亀井野4丁目にお住まいのYさん、貸人は戸田にお住まいのZさんです。

本申請は、使用貸借権設定による分家住宅建設のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地ですが、分家住宅は周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設に該当するため、例外的に転用が認められるものです。

借人は、現在藤沢市で暮らしていますが、本家の農業を支援するために本家に近い申請地を選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は畑、南側及び北側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地し、分家住宅を建設しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置については、東側出入口に地先境界ブロックを新設し、西側及び南側は高さ18センチメートルの鋼管及び矢板を新設、北側は既存万能塀を利用する計画となっております。

す。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理、汚水処理につきましては合併浄化槽にて処理し、敷地内浸透する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル未満ですが、開発許可が必要なため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在、手続中となっております。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、愛甲字川久保1筆、地目は田、面積は965平方メートルの内225平方メートルです。

借人は愛川町中津のa株式会社、代表取締役bさん、貸人は愛甲3丁目にお住まいのcさんです。

本申請は、賃借権設定による仮設資材置場及び駐車場設置のための期間を定めた一時転用許可申請です。

一時転用期間は令和3年12月20日から令和4年3月31日までの約3箇月間です。

農地区分は農用地ですが、仮設工作物の設置などによる一時的な利用については許可することができるかとされています。

なお、当該地は農業経営基盤強化促進法による利用権が設定されていますが、借人のdさんから一時転用許可申請について同意書が提出されています。

借人は土木建築業を営む法人で、神奈川県県央地域県政総合センターから、令和3年度県営かんがい排水事業相模川右岸第2基地区愛甲開渠工事を請け負いましたが、工事に伴う仮設資材置場及び駐車場が必要となったため、今回申請されたものです。

申請地の東側及び北側は道路、西側及び南側は田に接しております。

土地利用計画図によりますと、申請地に鉄板を敷き、出入口にスロープを設け、水槽タンクやバキューム車の置場として利用しようとするものです。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛

成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第 49 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程 9、議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

なお、本議案は 15 番までございますが、1 番及び 2 番については、小澤委員が関係する事案です。農業委員会に関する法律第 31 条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、小澤委員の退出を求めます。

[小澤委員退室]

<議長>

それでは、日程 9、議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定」の 1 番及び 2 番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第 50 号「農用地利用集積計画の決定」についての 1 番及び 2 番について御説明申し上げます。

借人は、三田にお住まいの e さんで、同一人でございますので、一括して御説明申し上げます。

1 番及び 2 番ですが、三田字中川原 2 筆及び同字田居頭 1 筆、地目は全て田、合計面積 3,295 平方メートルでございます。

利用目的は水稻、全て 3 年間の使用貸借権、新規設定が 2 筆、更新設定が 1 筆でございます。

1 番及び 2 番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第50号「農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」の1番及び2番については、原案のとおり決定されました。

ここで小澤委員を入室させてください。

[小澤委員入室]

<議長>

それでは、引き続き、日程 9、議案第50号「農用地利用集積計画の決定」の3番から16番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました、議案第50号「農用地利用集積計画の決定」についての3番から15番までを御説明申し上げます。

3番から16番までの合計は、14件、33筆、面積は25,713平方メートルでございます。

権利の種類別では、使用貸借権が12件31筆23,607平方メートル、賃借権2件2筆、2,106平方メートルでございます。

地目別では、田が7件、18筆、12,483平方メートル、畑が7件、15筆、13,230平方メートルとなっております。

利用目的別では、水稻6件、普通畑7件、植木・苗木1件となっております。

契約期間別では、3年間が13件、9年間が1件で、新規設定が10件、更新設定が4件でございます。

なお、3番から16番について、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第50号「農用地利用集積計画の決定」の 3 番から16番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9 議案第50号「農用地利用集積計画の決定について」の 3 番から16番までについては、原案のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 3 年厚木市農業委員会11月定例総会を閉会いたします。

令和 3 年11月25日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
